



## 47国保連合会と比較した支払基金の特徴

---

- 1 業務の範囲による特徴
- 2 組織の構造による特徴
- 3 組織の性格による特徴

平成22年10月26日  
社会保険診療報酬支払基金

## 47国保連合会と比較した支払基金の特徴

	支払基金	【参考】47国保連合会
業務の範囲	専門の審査支払機関	審査支払業務のみならず 市町村の委託に基づく保険者業務等も実施する機関
組織の構造	全国規模の1法人	都道府県単位の47法人
組織の性格	第三者機関	保険者団体

## 業務の範囲による特徴(1)

- 審査支払機関が保険者の委託を受けて審査支払業務を実施するために必要な事務費については、保険者がレセプト件数を基準とする手数料で負担する仕組み。
- 支払基金は、基本的には、専門の審査支払機関であり、手数料以外の財源を有しない機関。
- したがって、審査支払業務(管理業務を含む。)を実施するために必要な
  - ① 人件費(職員、審査委員等)
  - ② 物件費(コンピュータシステム、アウトソーシング、事務所等)をすべて手数料の算定基礎として計上。

○ この点、従前、

- ① 手数料の算定基礎を示す平成22年度予算(第2回資料1)
- ② 審査支払業務に係るコスト構造を示す平成20年度決算  
(第2回参考資料1)
- ③ 区分経理及びレセプトの電子化とコストの削減との関係  
(第3回資料5)

を内容とする資料を提出。

○ 加えて、今般、

- ① 平成21年度の手数料
  - ② 平成23年度以降におけるコスト構造の見える化
- を内容とする資料を提出。

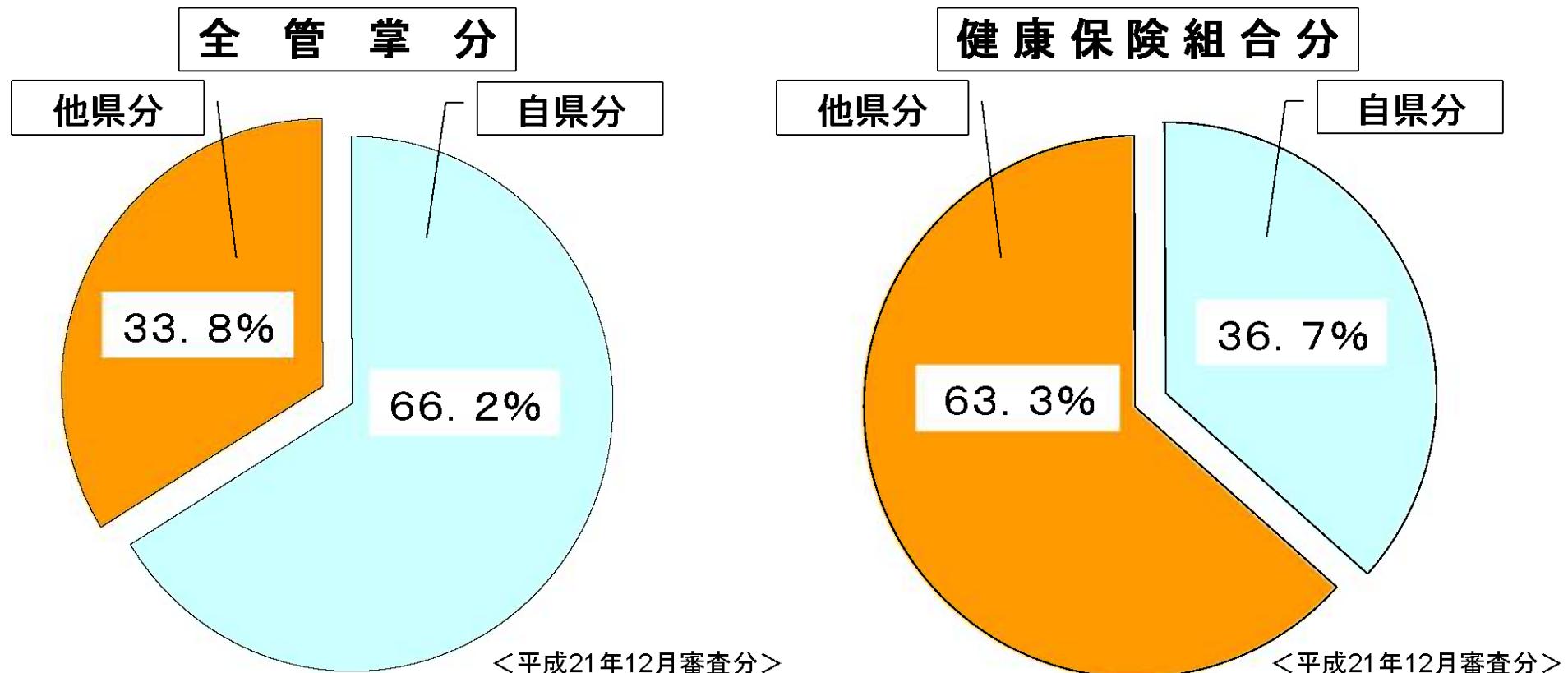
## 業務の範囲による特徴(2)

- これに対し、47国保連合会は、審査支払業務のみならず保険者業務等も実施する機関であり、手数料以外の財源(負担金等)を有する機関。
- 加えて、47国保連合会の中央団体である国保中央会では、
  - ① 特別審査委員会の運営
  - ② コンピュータシステムの開発及び運用
  - ③ 診療報酬の全国決済など、審査支払業務を実施。
- したがって、支払基金との間で公正にコスト構造を比較するに当たっては、47国保連合会のそれぞれ及び国保中央会について、
  - ① 職員
  - ② コンピュータシステム
  - ③ 事務所等に係る全経費のうち、具体的にどの部分を切り分けて手数料の算定基礎として計上しているかを明らかにするよう、事務局に要望。

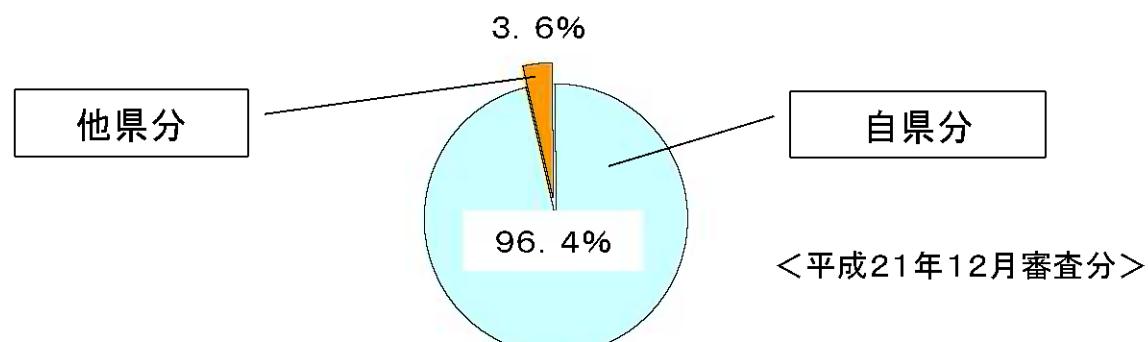
## 組織の構造による特徴(1)

- 47国保連合会は、都道府県単位の47法人。これに対し、支払基金は、全国規模の1法人。
- また、支払基金が取り扱う被用者保険においては、国保連合会が取り扱う地域保険と比較すると、
  - ① 被保険者の加入する「保険者」と被保険者の利用する「医療機関」とが同一の都道府県の圏域内に所在しない事例も顕著。
  - ② 被保険者が全国に居住するため、被保険者によって利用される医療機関が全国に所在するような、全国規模の保険者も顕著。

## 支払基金における自県分・他県分のレセプト件数の構成割合



### [参考] 国保連合会における自県分・他県分のレセプト件数の構成割合



## 組織の構造による特徴(2)

- 「全国組織」である支払基金は、被用者保険の構造に対応し、組織としての一体性を発揮して全国統一的なサービスを提供する基盤。
  - ① レセプト電算処理システムの開発及び運用など、医療保険制度に貢献する公的な役割を果たす。
  - ② 審査の差異の見える化を通じて審査の不合理な差異の解消に取り組む。
  - ③ コンピュータシステムを本部で一元的に開発して全支部で一斉に導入。
  - ④ 支出のうち、各支部で経理されるものを一部(会議費等)に限定し、その他のものをすべて本部で一括して経理。
  - ⑤ 各支部で処理される管理業務(資金管理業務等)を可能な限り本部又はブロック中核支部に集約する方針。
  - ⑥ 電子レセプトに係る職員の審査事務や紙レセプトに係る請求支払についても、ブロック中核支部を中心として業務を集約する方針。

# 支払基金の公的な役割の例

## 1 レセプト電算処理システムの開発及び運用

- 昭和58年7月、厚生省が「レセプト処理システムの基本構想」を示して以来、その要請を受けて、レセプト電算処理システムの開発及び運用を主導。

## 2 電子点数表の作成及び公表

- 平成22年3月、医科電子点数表を作成してホームページで公表。
- 平成22年10月、歯科電子点数表を作成してホームページで公表。

## 3 医薬品の適応外使用の事例に関する取扱いの検討

- 平成19年2月及び平成20年7月における厚生労働省の要請を受けて、「審査情報提供検討委員会」で医薬品の適応外使用の事例に関する取扱いを検討し、平成19年9月に47件、平成21年9月に33件の審査情報提供事例を公表。

## 4 診療報酬改定を始めとする医療保険制度改正に係る円滑な対応

- 2年ごとの診療報酬改定を始めとする頻繁な医療保険制度改正に際し、その施行に間に合うよう、レセプト電算処理システムの基盤となるデータベース等を更新して国保連合会等にも提供。

## 5 医療費の分析評価

- 平成22年8月、約3万5千か所の医療機関の電子レセプトについて、平成22年診療報酬改定の影響を診療項目別等に分析した結果を初めて公表。

## 組織の構造による特徴(3)

- このような支払基金の組織形態及び業務実態に照らすと、都道府県単位の手数料を試算することは、コスト構造を比較する手法として疑問。
- むしろ、47国保連合会の手数料の積算根拠も明らかにした上で、コスト構造を公正に比較するよう、事務局に要望。

## 組織の性格による特徴(1)

- 国保連合会は、保険者団体。
- これに対し、支払基金は、医療機関のほか、保険者に対しても、独立性を有する第三者機関。
- とりわけ、保険者団体との間での協議及び契約を通じて手数料を設定する取扱いは、支払基金にとって良質なサービスの提供及び効率的な事業運営に対する動機付けとして機能。
- したがって、支払基金においては、国保連合会と比較すると、保険者の不満が顕在化しやすいところ。

## 組織の性格による特徴(2)

- このため、支払基金の職員は、保険者及び医療機関を始めとする国民の皆様に御満足を頂けるよう、迅速かつ懇切丁寧に対応することを旨として行動する方針。
- 具体的には、従来より、各支部に「再審査相談窓口」を設置。加えて、
  - ① 平成22年4月、本部事業統括部に「サービス推進課」を設置。
  - ② 平成22年6月、本部審査企画部に「審査に関する苦情等相談窓口」を設置。

# 社会保険診療報酬支払基金基本理念

## 私たちの使命

私たちは、国民の皆様に信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

## 私たちの約束

私たちは、自らの使命を全うするため、次の5つを約束します。

- その1 ITを活用し、社会の要請に応える良質なサービスを提供します。
- その2 民間法人としてコスト意識をもって効率的に事業を運営します。
- その3 組織としての一体性を発揮し、全国統一的なサービスを提供します。
- その4 法令遵守を徹底し、公正に事業を運営します。
- その5 情報公開を進め、説明責任を果たします。

# 社会保険診療報酬支払基金職員行動指針

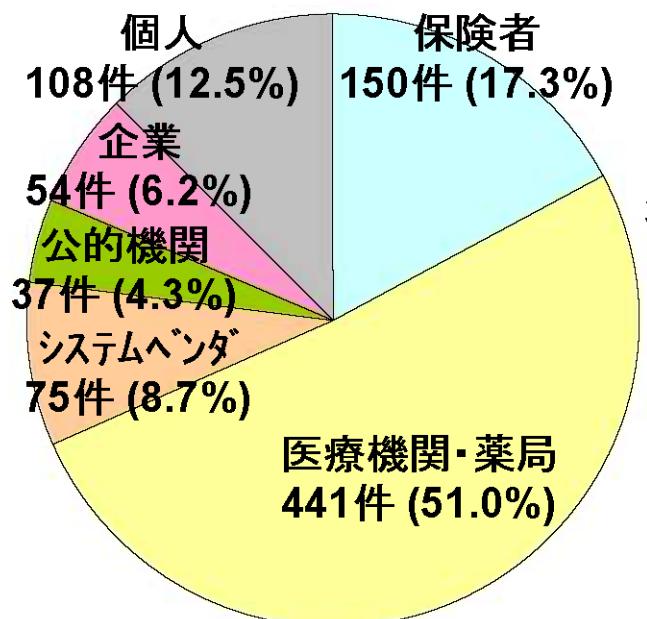
私たち一人一人は、自らの約束を果たすため、次の3つを遵守します。

- その1 強い使命感と高い倫理観をもって職務に精励します。
- その2 職務の専門性を自覚し、自らの能力の向上に努めます。
- その3 保険者や医療機関を始めとする国民の皆様に御満足を頂けるよう、迅速かつ懇切丁寧に対応します。

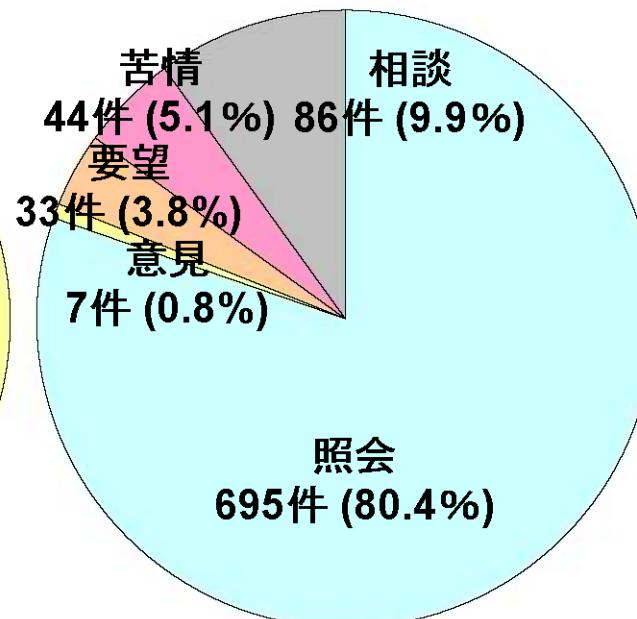
## 本部事業統括部サービス推進課に寄せられたお客様の声

- 平成22年4月、本部事業統括部に「サービス推進課」を設置。
- 平成22年4～9月に寄せられたお客様の声は、865件。その内訳は、次のとおり。

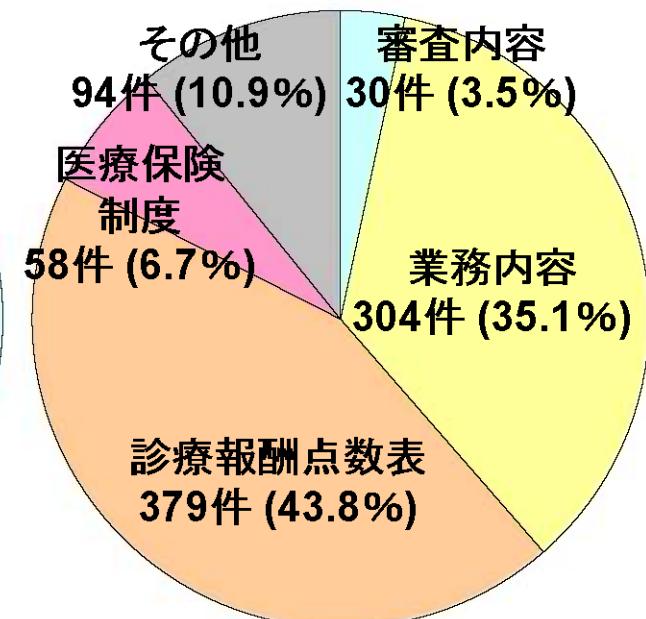
お客様の属性



お客様の声の種類



お客様の声の内容



## 「審査に関する苦情等相談窓口」の対応状況

- 平成22年6月、本部審査企画部に「審査に関する苦情等相談窓口」を設置。
- 平成22年9月30日現在の対応状況は、次のとおり。

		受付件数	対応済みの件数		対応中の件数
			本部で回答したもの	支部に対して回答を依頼したもの	
<b>合計</b>		400	160	194	46
医科	保険者	15	1	2	12
	医療機関	292	116	152	24
	その他	0	0	0	0
歯科	保険者	5	5	0	0
	医療機関	24	4	11	9
	その他	1	1	0	0
調剤	保険者	0	0	0	0
	薬局	63	33	29	1
	その他	0	0	0	0